

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(自動車の流通に関する日本側書簡)

(訳文)

日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対し、公正取引委員会（JFTC）が日本国における自動車の販売及び流通に係る制度上行われ得る反競争的行為に関する調査を実施することを決定したことを通報しました。当該調査は、他の情報源に加え、アメリカ合衆国及び他の外国の製造者並びに日本自動車輸入組合への聞き取りを通じて収集した情報を含み、環太平洋パートナーシップ協定が日本国及びアメリカ合衆国について効力を生じた後二年以内に完了します。当該調査の結果は、公表されません。